

浅川清流環境組合情報セキュリティポリシー基本方針

現代は、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用が、生活、経済、社会のあらゆる面で拡大しています。

一方で個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、そしてコンピュータウィルスへの感染等、情報資産へのリスクは高まる一方です。

そこで浅川清流環境組合では、これらのリスクから組合が保有する情報資産を保護し、安全・安心な施設運営を継続するため、情報セキュリティに対して以下のように取り組むことを宣言します。

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立し役割と責任を明確化します。
- (2) 組合の情報セキュリティに対する統一基準となる情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための各種実施手順を策定し運用します。
- (3) 組合の保有する情報資産は決められたリスクの評価方法で適切な管理を行います。
- (4) すべての職員に対して情報セキュリティ対策が重要であることを認識させ、適切に業務を遂行するための教育を実施します。
- (5) 情報セキュリティに関する事故が発生又は発生するおそれがあった場合を想定し、速やかに適切な対応を行うための手順を定めます。
- (6) 情報セキュリティ対策の実施状況に関する監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施します。
- (7) すべての職員及び組合の事業の受託者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては関連する法令とともに組合の定める諸規則を遵守します。
- (8) 情報セキュリティ対策への違反には厳正に対処し、再発防止策を講じます。

令和 8 年 4 月 1 日

浅川清流環境組合 管理者 古賀 壮志